

# 12 月度 理事会議事（録）

日 時 **2024 年 12 月 6 日 金曜日 AM11:00**

場 所 **ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城 20F 「スターライト」**

出席者 **平良友美・松尾晋哉・佐久田綾子・喜納朝勝・知花なおみ  
高橋誠一・川畑順義・比嘉弘二・山里 将・具志頭朝一  
我喜屋啓**

委 任 **奥平 一・上谷みち代・松田賢基**

欠 席

## 【審議事項】

- ① (指名委員会) 次年度役員選出について
  - ・ 佐久田綾子委員長より「指名委員会役員選出(案)」が提出され、これを承認。
- ② クラブ細則(案)について
  - ・ クラブ細則(案)について、承認。  
クラブ細則第 11 条「改正」に則り、全会員に資料を郵送し、「クラブ細則変更に関する投票」を 2025 年 1 月 10 日の例会で行うこととする。
- ③ 沖縄分区IMでのクラブ余興
  - ・ クラブ余興「おじい自慢のオリオンビール」 順番はトップバッターでお願いしたい。  
(1 月の例会から毎回歌を練習する)
- ④ 1 月 24 日「東京池袋西RC」との合同例会での「会員卓話」について
  - ・ 両クラブより 1 名ずつ。当クラブは知花幹事が担当する。
  - ・ 例会後、首里城見学に行くので、可能な方は参加をお願いしたい。
- ⑤ 3 月 25 日(火)・26 日(水)「石垣RC合同例会」 宿泊ホテルについて
  - ・ 25 日(火)合同例会
  - ・ 26 日(水)観光飛行機は各自手配。ホテルは石垣RCに予約手配いただいた旨、報告あり。  
日程詳細をまとめ、クラブ会員へ参加呼びかけを行う。
- ⑥ HPのバナー広告費について
  - ・ バナー広告費を別途徴収する旨、9 月理事会で決議されたが、当初の掲載内容(動画等)に変更があること、修正予算で経費を確保できていることから、「無料」とすることとする。  
(既に納入頂いた方には年度末に返金する)
- ⑦ 会員増強について
  - ・ 現在 3 名の増員予定
  - ・ 新会員をいかに例会にお誘いするか⇒紹介者以外の担当を理事で振り分ける。
- ⑧ その他  
(報告:社会奉仕委員会)  
3 月 8 日「前田高地平和と学習と清掃活動」について、会員・家族・前田自治会へ参加呼びかけを行う予定と報告あり。マスコミにも声がける。

2024年 12月 6日(金)

浦添ロータリークラブ  
理 事 各 位

浦添ロータリークラブ  
指 名 委 員 会  
議 長 佐久田綾子  
松尾 晋哉  
平良 友美  
知花なおみ

2024年 11月 8日(金)に開催された理事会において、次期役員の選出方法を指名委員会に委ねる旨決議されたことを受けて 2024年 12月 2日(月)に指名委員会を開催し慎重審議の結果、下記の会員が次期役員に指名されました。

**浦添ロータリークラブ  
2025～2026年度役員(案)**

会長	佐久田綾子
直前会長	平良 友美
会長エレクト	我喜屋 啓
副会長	比嘉 弘二
幹事	松尾 晋哉
会場監督(SAA)	與儀 信一
会計	川畑 順義

**2025～2026年度理事(案)**

佐久田綾子 (会長)  
平良 友美 (直前会長)  
我喜屋 啓 (会長エレクト・クラブ奉仕委員長)  
比嘉 弘二 (副会長)  
松尾 晋哉 (幹事)  
與儀 信一 (副幹事・会場監督)  
川畑 順義 (会計)  
具志頭朝一 (職業奉仕委員長)  
知花なおみ (国際奉仕委員長)  
奥平 一 (社会奉仕委員長)  
松田 賢基 (青少年奉仕委員長)  
高橋 誠一  
山里 将  
喜納 朝勝

## 浦添ロータリークラブ細則

### 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合には理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブ会員15名以下 から成る理事会とする。理事会は、会長・直前会長・会長エレクト・副会長・幹事・会計及び会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された15名以下の理事を加えることができる。

### 第3条 選挙と任期

**第1節** 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、SAAおよび五大奉仕委員長を含む15名以下の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、指名委員会の委員は次年度会長を委員長とし、現年度会長・幹事、次年度会長より推薦された次年度幹事予定者の4名とする。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た15名以下の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。

前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

**第2節** 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3節** 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第5節** 各役職の任期は1年とする。

#### **第4条 役員の仕事**

**第1節** 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

**第2節** 直前会長は、クラブの理事を務める。

**第3節** 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

**第4節** 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

**第5節** 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

**第6節** 幹事は、クラブの会員と出席について記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録を作成する。その他通常その職に付随する仕事を行う。

**第7節** 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

**第8節** 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

#### **第5条 会合**

**第1節** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

**第2節** 本クラブの例会は、次の通り開催する：毎週金曜日 12:30

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

**第3節** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

#### **第6条 会費**

**第1節** a) 入会金は50,000円とし入会承認に先んじ納入すべきものとする。

b) 入替会員の入会金は、前任者の本クラブでの在籍年数が1年以上であった場合  
¥20,000とする。但し、1年未満の場合は徴収しないものとする。

**第2節** 会費は年額240,000円(上期120,000円・下期120,000円)とする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

### 第3節 会費請求・納入について

- a) 上期(7月1日現在)・下期(1月1日現在)に在籍するすべての会員が納入するものとする。
- b) ~~会費納入後の退会については返金しない。~~  
期間(上期・下期)途中での退会であっても返金を行わないこととする。
- c) 半期以上の会費未納については、会員身分を終結させる。

### 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

### 第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および五大奉仕委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

### 第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

### 第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した

会員にその決定を通知する。

**第3節** 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

## **第11条 改正**

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

注記:本細則は、2022年度規定審議会の決定を反映した「標準ロータリークラブ細則」に基づいて、これまでの「クラブ細則」を改定・更新したものです。

## 附則

- ※ 2000年9月1日クラブ理事会において出席免除申請書を定める。
- ※ 2001年7月1日一部改正
- ※ 2001年9月6日クラブ細則第3条、第4条第2節、第4条第4節、第5条を一部改正
- ※ 2002年8月8日クラブ細則第5条第1節を一部改正
- ※ 2003年8月1日クラブ細則第5条第1節を一部改正
- ※ 2006年9月1日クラブ細則第1条第1節・第2条の会長エレクト・会長ノミニーに関する文言を変更(RI推奨クラブ細則の文言変更にとまなう)
- ※ 2009年11月6日クラブ細則第3条第1節・第3条第2節を一部改正

2024年11月吉日

国際ロータリー第2580地区  
沖縄分区各ロータリークラブ  
会長・幹事殿

国際ロータリー第2580地区  
ガバナー補佐 緑間 禎(那覇東)  
// 城間 幹夫(宜野湾)  
那覇東ロータリークラブ 会長 根橋 理香  
IM実行委員長 下田 美智代

2024-25年度 国際ロータリー第2580地区  
沖縄分区インターシティーミーティング(IM)のご案内

拝啓 貴クラブにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度の沖縄分区インターシティーミーティング(IM)は、那覇東ロータリークラブがホストクラブとして開催する運びとなりました。

今回のIMは『隔たりを取り除き、ご縁を大切に～ロータリーの親睦を通してクラブと地域の理解を深め、絆を結ぶ～』をテーマに開催致します。今年度は多くのクラブ同士で合同例会が開催されており、よりお互いの理解が深まっていると思います。

本会議において、石川ガバナーから『ロータリーが考える懇親とは』について講話を戴いた後にテーブルディスカッションを行い、学びを深める場にしたいと存じます。

また、本会議後に同会場に於いて懇親会を行い、各クラブ代表による歌やダンス等、クラブPRの余興を披露していただき、楽しく沖縄分区の交流を深めたいと考えております。『隔たりを取り除き、ご縁を大切に』したIMに多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

敬具

記

1. 日時： 2025年2月7日(金) 14:00～20:00

登録開始： 13:30

本会議： 14:00～17:30

懇親会： 17:50～20:00

2. 場所： ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城 「首里の間」「守礼の間」

3. スケジュール： IMプログラム(別紙)

4. 参加者名簿提出期限： 2024年12月27日(金)(別紙参加申込書)

5. 発表者及び余興内容(5分程度) 提出期限： 2024年12月18日(水)

※音響やマイク、カラオケなどの設備は用意しますが楽器等は各自で持ち込み下さい。

6. IM分担金： 6,000円×会員数(2024年11月1日現在会員数)

納付期限： 2024年12月27日(金)

振込先口座： 琉球銀行 松尾支店 普通預金 564876

口座名義： 那覇東ロータリークラブ 会長 根橋 理香

<石垣RC・浦添RC合同例会 宿泊について>

- チェックイン 2025年3月25日火曜日
- チェックアウト 2025年3月26日水曜日
- 泊数 1泊
- 室数 10室(1名1室利用)
- お部屋タイプ ツインルーム(全室禁煙 24.8平米)
- 食事 翌朝食ビュッフェ付
- 料金 1室当たり 14,500円税込

※ご宿泊日が近づきましたら、お一人お一人の氏名、役職、ご到着予定時刻をお知らせいただけるようお願いいたします。

アートホテル石垣島 石井絵美 営業部宿泊販売課

〒9070022 沖縄県石垣市大川 559 TEL0980-83-3202

石垣RC宮城会長より

以上につきお伝えいたします。ご不明点がございましたら、直接アートホテルへお伝え下さいとの事でした。来年3月の話になりますが、ホテルの宿泊の予約の確保はできておりますので、ご安心ください。後はいらっしゃる方を募っていただいて、たくさん石垣ロータリークラブの例会に参加していただけると嬉しく存じます。また、観光等のご要望ありましたら、なんなりと私のほうにお伝えください。皆様の多数のご来島を心よりお待ちしております。